

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 1 号
件 名	テロ等準備罪の廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子, 五十嵐完二, 野本孝子, 倉茂政樹, 平あや子, 青木 学, 青野寛一
要 旨	<p>政府は、国民の批判を受けて過去に3度も廃案になった共謀罪の法案を、テロ等準備罪と呼ばれる名前に変えて国会に提出し、成立させようとしています。</p> <p>この法案は、テロ対策のためとしていますが、実質は、政府に批判的な一般市民の運動や要求行動の抑圧を視野に入れたものになっています。</p> <p>既に我が国においては、テロ対策の法律そのものは多くが準備されており、不足があれば個別に対応することで、国際犯罪防止条約の批准に何らの支障がありません。日弁連を初め多くの法学者が、テロ対策にテロ等準備罪が必要だとするのは当たらないと指摘し、むしろ濫用される危険を強く指摘しています。最近になって、国連人権理事会の特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏は、テロ等準備罪がプライバシー権や表現の自由を大きく制限するものになると強く懸念すると、安倍総理に手紙を送っています。</p> <p>この共謀罪法案の対象犯罪は、詐欺、恐喝、強要、業務妨害等の刑法犯のみならず、所得税や消費税等の税法の違反等の277にも及ぶ広範な市民社会にかかわる犯罪を相談、計画したり、準備行為をしたりというだけで全員を逮捕、処罰できるというものです。具体的に何が計画であり、何が準備行為であるかを法案で規定していないので、結局、捜査機関の一方的判断で決められてしまいます。したがって、市民団体や労働組合が行う集会や抗議行動だけでなく、普通の人々がふだん行っているATMの利用や、ホテルや交通機関の予約等の日常行為さえ、共謀罪の準備行為とされ、計画、共謀の証拠とされかねません。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成29年6月22日 市民厚生常任委員会
受 理	平成29年6月14日 第104号

請願第11号

さらに、計画、共謀は人の心の中の問題なので、その証拠を探るために私たちの日常活動が監視され、スパイやおとり捜査、盗聴が正当化されていく、国民にとって危険きわまりないものです。

以上の趣旨から、貴議会において、テロ等準備罪を速やかに廃止することを求める意見書を政府及び国会に提出していただくことを請願します。